



平成 28 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ イ ネ ッ ト  
 住 所 東 京 都 港 区 青 山 二 丁 目 11 番 3 号  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 原 仁  
 (コード番号：3928)  
 取 締 役 奥 原 淳  
 問 い 合 わ せ 先 コーポレート本部長  
 TEL. 03-6864-4221

**第三者割当による行使価額修正条項付第 11 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 11 月 21 日に会社法第 370 条に基づく取締役会決議に代わる書面決議により決議いたしました、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、発行価額の総額（29,820,000 円）の払込が本日完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 28 年 11 月 21 日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第 11 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権の概要

(1)	割 当 日	平成 28 年 12 月 8 日
(2)	新 株 予 約 権 数	7,000 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権の払込総額 29,820,000 円（本新株予約権 1 個当たり 4,260 円）
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：計 700,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は 700,000 株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 （差引手取概算額）	3,051,820,000 円（注）
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 4,330 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 2,815 円（発行要項第 13 項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。） 行使価額は、発行要項第 18 項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）において、当該修正日の直前取引日（但し、当該取引日において終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げるものとします。）に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。

(7)	募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当先」といいます。）に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約において、下記の内容について合意しております。</p> <p>① 新株予約権の譲渡制限 割当先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。但し、割当先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を当社以外の第三者に譲渡することは妨げられません。なお、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、下記の行使制限措置について約させるものとします。</p> <p>② 新株予約権の行使制限措置 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。</p> <p>また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に対し確認を行うことを合意します。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。</p>
(9)	本新株予約権の 行 使 期 間	平成 28 年 12 月 9 日から平成 29 年 12 月 8 日（但し、発行要項第 16 項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10)	そ の 他	当社は、割当先との間で、本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結しております。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以 上